

今月のトピックス

令和5年10月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

二次元バーコードで弊社 HP へアクセスできます。

【今月の担当：豊福】



【2024年10月～社会保険適用拡大について】

1. 2024年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険の加入対象となっていますが、**2024年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等へ適用拡大**されます。

※制度開始間近になりましたら、直近1年間で6カ月を超えて、51人以上の被保険者が働く企業を対象に、管轄年金事務所より対象事業所に事前お知らせ等の送付が順次開始される予定です。



- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

2. 加入対象(短時間労働者)の要件

特定適用事業所に勤務する右記の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。(現在の短時間労働者の定義から変更なし)

【2024年4月～裁量労働制の改正について】

2024年4月1日以降、新たに、または継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入するすべて事業所で必ず、労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。(下線が今回の制度改正による追加事項)

専門業務型裁量労働制の労使協定	企画業務型裁量労働制の労使委員会の決議
①制度の対象とする業務	①制度の対象とする業務
	②対象労働者の範囲
②労働時間としてみなす時間(みなし労働時間)	③労働時間としてみなす時間(みなし労働時間)
③対象業務の遂行の手段や時間配分の決定等に関し、使用者が対象労働者に具体的な指示をしないこと	
④対象労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉を確保するための処置	④対象労働者の労働時間の状況に応じて実施する健康・福祉を確保するための処置
⑤対象労働者からの苦情の処理のため実施する処置	⑤対象労働者からの苦情の処理のため実施する処置
⑥制度適用に当たって労働者本人に同意をえること	⑥制度適用に当たって労働者本人に同意をえること
⑦制度の適用に労働者が同意しなかった場合に不利益な取扱いをしないこと	⑦制度の適用に労働者が同意しなかった場合に不利益な取扱いをしないこと
⑧制度の適用に関する同意の撤回の手続き	⑧制度の適用に関する同意の撤回の手続き
	⑨対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に労使委員会に変更内容の説明を行うこと
⑨労使協定の有効期間	⑩労使協定の有効期間
⑩労働時間の状況、同意及び同意の撤回の労働者ごとの記録を協定の有効期間中及びその期間満了後5年間(当面3年間)保存	⑩労働時間の状況、同意及び同意の撤回の労働者ごとの記録を協定の有効期間中及びその期間満了後5年間(当面3年間)保存

※裁量労働制を導入・適用するまで(継続導入する事業場では2024年3月末まで)に追加事項が記載された労使協定届・決議届を、労働基準監督署へ届出する必要があります。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。